◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一五三号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法施行令の一部改正関係

1　中央防災会議の委員の定数は、二七人以内とすることとした。（第三条第一項関係）

2　特定災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、国は、特定災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができることとした。（第四二条関係）

3　起債の特例措置の対象となる地方公共団体の要件を、その年の一月一日から一二月三一日までに発生した激甚災害につき、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三〇号。以下「改正法」という。）による改正後の災害救助法に規定する救助が行われた市町村であって、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県等が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の一〇〇分の一に相当する額を超えるものとすることとした。（第四三条第一項第二号関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

二　災害救助法施行令の一部改正関係

改正法による災害救助法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一条第一項及び第一七条関係）

三　原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正関係

改正法による原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　被災者生活再建支援法施行令の一部改正関係

改正法による災害対策基本法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第三条第一項及び第四条第三項関係）

五　東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部改正関係

改正法による災害救助法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

六　施行期日等

1　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

2　この政令は、改正法の施行の日（令和三年五月二〇日）から施行することとした。

法律

災害対策基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年五月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十号

災害対策基本法等の一部を改正する法律

（災害対策基本法の一部改正）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「非常災害対策本部」を「特定災害対策本部、非常災害対策本部」に、「第二十四条」を「第二十三条の三」に改め、「避難行動要支援者名簿」の下に「及び個別避難計画」を加え、「第四十九条の十三」を「第四十九条の十七」に、「第六十一条の三」を「第六十一条の八」に改める。

第二条第九号中「第十二条第八項」の下に「、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項」を加える。

第八条第二項第十二号中「相互応援」の下に「、第六十一条の四第三項に規定する広域避難」を加える。

第十一条第二項第二号中「内閣総理大臣」の下に「又は内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣（以下「防災担当大臣」という。）」を加え、同項第三号中「内閣総理大臣」の下に「又は防災担当大臣」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削り、同条第四項第三号中「非常災害」の下に「又は第二十三条の三第一項に規定する特定災害」を加え、同項を同条第三項とする。

第十二条第五項第二号中「国務大臣」の下に「、内閣危機管理監」を加える。

第二章第三節の節名中「非常災害対策本部」を「特定災害対策本部、非常災害対策本部」に改める。

第二章第三節中第二十四条の前に次の五条を加える。

（特定災害対策本部の設置）

第二十三条の三　災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの（以下「特定災害」という。）であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。

2　内閣総理大臣は、特定災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。